

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

愛子南地区整備計画区域	仙台市青葉区下愛子字稲荷前，同字観音，同字観音堂，同字志出，同字葉前場及び同字峯岸前の各一部
-------------	--

別表第二岩切山崎今市東地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

愛子南地区整備計画区域	近隣サービスマ地区	ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 神社，寺院，教会その他これらに類するもの エ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） オ 法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物貯蔵施設又は危険物処理施設 カ ツーजन屋，ばちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの キ 自動車教習所 ク 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 ケ 倉庫業を営む倉庫 コ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） サ 劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場又は展示場，遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超	500平方メートル	すべての道路（隅切を除く。）	1メートル以上
-------------	-----------	--	-----------	----------------	---------

	えるもの シ 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの ス 自動車修理工場（店舗等の内に附設され，かつ，その作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。） セ 風営法第2条第1項各号に掲げる営業，同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの			
	近隣サー ビスB地 区 ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 共同住宅，寄宿舎，下宿又は長屋 エ 神社，寺院，教会その他これらに類するもの オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） カ 法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物貯蔵施設又は危険物処理施設 キ フーゼン屋，ばちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの ク 自動車教習所 ケ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 コ 倉庫業を営む倉庫 サ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） シ 劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場又は展示場，遊技場その他	500 平方 メートル	すべての道路 （隅切を除く。）	1メート ル以上

	これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの			
	ス 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの セ 自動車修理工場（店舗等の内に附設され，かつ，その作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。） ソ 風営法第2条第1項各号に掲げる営業，同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの			
近隣サー ビスC地 区	ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 共同住宅，寄宿舎，下宿又は長屋 エ 神社，寺院，教会その他これらに類するもの オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） カ 法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物貯蔵施設又は危険物処理施設 キ マージャン屋，ばちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの ク 自動車教習所 ケ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 コ 倉庫業を営む倉庫 サ 自動車車庫（建築物に附属する	500 平方 メートル	すべての道路 （隅切を除く。）	1メート ル以上

		ものを除く。)		
		シ 劇場，映画館若しくは演芸場又は展示場，遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの		
		ス 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの		
		セ 自動車修理工場（店舗等の内に附設され，かつ，その作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。）		
		ソ 風営法第2条第1項各号に掲げる営業，同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの		
商業業務地区	ア 住宅	500平方メートル	すべての道路	1メートル以上
	イ 兼用住宅	500平方メートル	(隅切を除く。)	
	ウ 共同住宅，寄宿舎，下宿又は長屋			
	エ 学校，専修学校又は各種学校			
	オ 図書館			
	カ 神社，寺院，教会その他これらに類するもの			
	キ 公衆浴場			
	ク 病院			
	ケ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。）			
	コ 法別表第2（ぬ）項第4号に掲げる危険物貯蔵施設又は危険物処理施設			
	サ ツージャン屋，ばちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車			

	券売場その他これらに類するもの シ ホテル又は旅館 ス 自動車教習所 セ 倉庫業を営む倉庫 ソ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） タ 劇場，映画館，演芸場若しくは観覧場又は展示場，遊技場その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの チ 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの ツ 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの テ 自動車修理工場（店舗等の内に附設され，かつ，その作業場の床面積の合計が300平方メートル以内のものを除く。） ト 風営法第2条第1項各号に掲げる営業，同条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業を営むもの			
--	--	--	--	--

別表第九岩切山崎今市東地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

愛子南地区整備計画区域	近隣サービスA地区 近隣サービスB地区 近隣サービスC地区 商業業務地区	警察官派出所等	第7条
-------------	---	---------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。